

法律と人間の野蛮性

現代の世界では、文明と曰われる国程法的制度が進んでおり、法律条文も年々増えつつあるのは衆知の通りであつて、全く現代は法律万能時代といつてもよからう、従つて法規の多い事は、其局にある司法官や、弁護士なども、全部を覚えるには一生涯掛つても難しいであろう、事実自分に關係のある部分のみが漸くという位であるとしたら其効果は相当目に見える筈であるに拘わらず、肝腎な犯罪は減らない処か寧ろ年毎に増えつつあるのはどうした事か、實に不可解千万ではなかろうか、全く文化の進歩とは凡そ矛

盾しているのである、そこで私は其原因に就いて茲に検討してみようと思うのである。

抑々、法の主なる目的は、社会から犯罪を減らし、遂には犯罪者なき世界を作るにある事は今更言う迄もないが、事実は前述の如く其逆であつて年々国会に於いては、法規の条文増やしが、議事の大半を占めている、若し文化が予期通り進歩するとすれば、犯罪者は順次減少して、法規の条文中不必要的ものが出来るに違いないから、国会に於いての議事も、法規の一部廃止法案が討議されるようになるべき筈ではなかろうか、処が其反対であるという事は不思

議であるに対し、怪しむ程の者もない、というのは何人の
考えも、今更どうしようもないとして諦めている為である
う、これによつてみても、犯罪を無くすのは、法律だけでは到底駄目だという事が、よく判るのである、そうかとい
つて今の処、法がないとしたら、之は又大変である、そ
なつたら最後悪人の天下となり、良民は逆ても枕を高くし
て寝る事は出来ないから、やはり法は法として今の儘にし
て置き、他の有力な方法を併せ行えばいいと思うのであ
る、然し外のものといつても、先ず教育と宗教の此二つよ
りないが、之も余り期待はかけられ得まい、何となれば何

世紀、何十世紀それを続けて來た今日と雖も現在の如き人間世界の有様であるからである。

之に就いて以前もかいだ事があるが、大体法律というものは獸を収容する檻と同様の意味で、つまり檻がないと人畜に危害を及ぼす危険があるから厳重に太い格子や、網を張つて漸く取締つてゐるにすぎないので、彼等は隙があると破つて出ようとするとから、段々細かく隙のないようにしてゐるだけである、其手段として年々法を密にし、取締りを厳にするのであるから寧ろ人間の恥辱といつてもよからう、其様な訳で今日の人間は、獸と同様の扱いを受けてい

るとしたら、余り威張つた口は利けたものではあるまい、従つて之等の点をよく考えたら、一日も早く目覚めるべきで、昔からよく言われる人間の形をした獸とは現代人にも当嵌らない事もあるまい、之を一言にしていえば、まだ半文明半野蛮の域を脱していないのである。

とはいいうものの、それにも厚薄がある、即ち人間扱いをされていい人と獸扱いをされなければならない人とがあるのは止むを得ないので、國にしても軍國主義と、平和主義とがある如く、前者は野蛮国であり、後者は眞の文明国である。

次に教育であるが、之も今日は既に試験済みとなつてゐるから、敢てかく程の事もないが、知らるる如く之も幾世紀に涉つて、大勢の学者、教育家等が努力して來たので或程度の功績は認められるが、それ以上の力はなかつた、尤も野蛮時代からみれば人智は進み、政治にしろ、社会機構にしろ凡ゆる方面に涉つて驚くべき進歩發達を遂げたのであるから、全く教育のお蔭も疎かには出来ないが、そうかといつて精神面即ち魂の改善には、力が足りなかつた事は争えない処である、何よりも法律という檻を不要にする事が、今以て出来ないからである、教育の問題は此位にして

おいて、次の宗教であるが、之も昔から偉い聖者や、卓越せる偉人が幾人も現われ而も其弟子や信徒迄が生命を賭し、血の滲むような苦心努力を続けて来たに拘わらず、或程度の精神的救いは無論認められるが、法を不必要とする迄には到つていなかつたのである、としたら既成宗教にも多くの期待は持てない訳である。

そこで人間から真に獸性を抜き、檻を必要としない社会を作るには、どうすればいいかという問題であるが、之こそ凡ゆる既成文化を超越した破天荒的な力が現われなくてはならないのは言う迄もあるまい、処が喜ぶべし、其力こ

そ主の神としてのエホバから吾等に与えられ、今現に發揮しつつある事実で、之が本教の真髓であるから、本教は全く超宗教的大いなる存在であつて、やがて来るべき光明世界の先覚者として、第一番に人類の迷蒙を醒ますべき警鐘が此文と思つて貰いたいのである。

（栄百十八号 昭和二十六年八月二十二日）